○沖縄市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスの人員及び介護予防ケアマネジメントの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

|  |
| --- |
| (平成28年1月4日決裁) |

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５の５第１項及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６３の６第１項第１号に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の２第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当するサービス若しくは同条第７項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当するサービス又は法第８条の２第１６項に規定する介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントに係る基準を定めるものとする。

(基準)

第2条　第1号事業（生活支援事業を除く。）に係る基準として、旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護又は法第８条の２第１６項に規定する介護予防支援に係る基準は、旧法第１１５条の４第３項（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）及び法第１１５条の２２第３項の厚生労働省令で定める基準に相当する基準として、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号）附則第２項第３号若しくは第４条第３号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）に規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に係る規定の例による基準又は「指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３７号）に規定する介護予防支援に係る規定の例による基準に相当する基準とする。

附　則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。